

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ユーゴースラ ヴィア連邦共 和国	ベオグラード市公共輸送力復旧計画のための贈与に関する日本国政府とユーゴースラヴィア連邦共和国政府との間の交換公文	ベオグラード市公共輸送力復旧計画を実施するために必要な 1. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,850,000千円 H15.3.31まで	H14.4.12 ベオグラードで (同日)	日本側 美根慶樹在ユーゴースラヴィア連邦共和国大使 ユーゴースラヴィア連邦共和国側 ミロユフ・ラフス副首相兼対外経済関係大臣	H15.6.13 185号
ユーゴースラ ヴィア連邦共 和国	バイナ・バシシュタ揚水発電所改修計画のための贈与に関する日本国政府とユーゴースラヴィア連邦共和国政府との間の交換公文	バイナ・バシシュタ揚水発電所改修計画を実施するために必要な 1. 機械及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	698,000千円 H15.3.31まで	H14.6.18 ベルグラードで (同日)	日本側 美根慶樹在ユーゴースラヴィア連邦共和国大使 ユーゴースラヴィア連邦共和国側 ミロリユフ・ラフス副首相兼対外経済関係大臣	H15.6.10 177号
セルビア・モン テネグロ	セルビア共和国中核病院医療器材整備計画のための贈与に関する日本国政府とセルビア・モンテネグロ関係評議会との間の交換公文	セルビア共和国中核病院医療器材整備計画を実施するために必要な 1. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,392,000千円 H16.3.31まで	H15.4.15 ベオグラードで (同日)	日本側 岡本治男在セルビア・モンテネグロ臨時代理大使 セルビア・モンテネグロ側 フランコ・ルコヴァツ対外経済関係大臣	H16.6.15 269号
セルビア・モン テネグロ	バイナ・バシシュタ揚水発電所改修計画のための贈与に関する日本国政府とセルビア・モンテネグロ関係評議会との間の交換公文	バイナ・バシシュタ揚水発電所改修計画を実施するために必要な 1. 機械及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	645,000千円 H16.3.31まで	H15.5.27 東京で (同日)	日本側 セルビア・モンテネグロ側 セルビア・モンテネグロ側 イッチェ外務大臣	H16.9.7 582号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

セルビア・モンテネグロとの無償資金協力取極一覧